

通院の際には医療費限度額適用制度をご利用ください

医療費が高額になった場合、事前に「限度額適用認定証等」を医療機関に提示することにより、医療費の支払が自己負担限度額までに抑えられたり、食事代が減額される場合があります。身分証明書、資格確認書と、マイナンバーのわかる物（本人又は同一世帯員以外の方が申請される場合には委任状）をお持ちの上、市民保健課国保年金係（本館窓口①）で申請してください。ただし、所得区分によっては発行対象とならない場合があります。これらの認定証の更新時期は8月1日となります。

※1 マイナ保険証をご利用の場合、申請の必要はありません。

※2 後期高齢者でマイナ保険証をお持ちでない方は、限度額区分を記載した資格確認書の提示により、医療費等の窓口支払いが適用区分の自己負担額までとなります。

後期高齢者医療制度の保険料について

保険料は、「医療分」と「子ども・子育て支援金分」のそれぞれにおいて、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」を合計し、個人単位で計算します。なお、「子ども・子育て支援金制度」は令和8年4月1日より始まり、全世代から拠出した支援金によって子育て世帯に対する給付を拡充し、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みとなっています。

1. 医療分の保険料について <年間保険料の計算方法> (①+②の合計)		2. 子ども・子育て支援金分 <年間保険料の計算方法> (①+②の合計)	
	令和8・9年度		令和8年度
所得割率	9.35%	所得割率	0.25%
均等割額	51,100円	均等割額	1,400円
賦課限度額	85万円	賦課限度額	21,000円

①所得割額 (前年の総所得金額等－基礎控除額43万円) × 9.35%

②均等割額 51,100円 (100円未満切り捨て)

①所得割額 (前年の総所得金額等－基礎控除額43万円) × 0.25%

②均等割額 1,400円 (100円未満切り捨て)

後期高齢者医療制度の均等割額の軽減措置

令和8年度、5割軽減と2割軽減の軽減判定所得額が引き上げられ、軽減対象者が拡大されました。

【均等割額の軽減判定所得基準額】	
区分	世帯主及び世帯の全ての被保険者の総所得金額等の合計
7割軽減 ^{注1}	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 ^{注2} -1) × 10万円を超えないとき
5割軽減	「基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 ^{注2} -1) × 10万円 + 31万円 × 被保険者数」を超えないとき
2割軽減	「基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 ^{注2} -1) × 10万円 + 57万円 × 被保険者数」を超えないとき

(注) 軽減判定所得基準額は、世帯主および世帯の被保険者全員の前年中の総所得の合計です。

※1 静岡県は、令和8・9年度の医療分のみ7.2割軽減。

※2 一定の給与所得(給与収入55万円超)と公的年金等に係る所得を有する者(公的年金等の収入金額60万円超(65歳未満)又は110万円超(65歳以上))と公的年金等に係る特別控除(15万円)後は、110万円を125万円となるよう読み替えます。なお、給与に専従者控除のみなし給与や青色事業専従者給与は含まれません。

被用者保険の被扶養者であった方について

後期高齢者医療保険に加入する前日において、被用者保険(会社の健康保険など)の被扶養者だった方は、資格取得から2年を経過するまでの間、均等割額が5割軽減されます。

後期高齢者医療保険料のおしらせは8月中旬に郵送します

令和7年中の所得に基づき、8月に令和8年度の後期高齢者医療保険料を決定します。4月、6月、8月の年金からすでに今年度の保険料を納付している方は、決定した額から納めた額を差し引いた、残りの額を納めていただきます。

令和8年度 国民年金保険料免除申請

7月より受付開始!

助けあい、支えあつ「年金」でとても大事

国民年金保険料免除申請

国民年金保険料を長期未納にしていると、将来受け取る年金額が少なくなります。また、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられないこともあります。

経済的な理由等で納付が困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」があります。

保険料の免除申請手続

- 令和8年度分 7月から開始
- 令和7年度以前 申請日から2年1ヵ月前までさかのぼれます。

対象
市内に住民登録のある方
申込み・問合せ先
市民保健課国保年金係
☎3922(本館2階窓口①)
☎05519731166
三島年金事務所

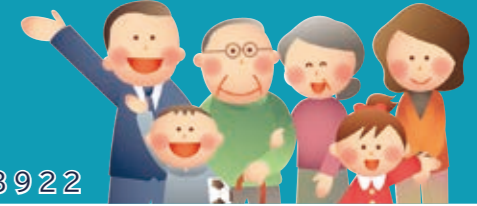
国民年金保険料免除・猶予の基準

保険料額	全額免除				納付猶予
	3/4免除	1/2免除	1/4免除		
受取る年金額	1/2で計算	5/8で計算	6/8で計算	7/8で計算	反映しない ※追納により反映
所得基準	(扶養親族の数+1) × 35万円 + 32*万円以下 ※令和2年度以前は22万円	88*万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等以下 ※令和2年度以前は78万円	128*万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等以下 ※令和2年度以前は118万円	168*万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等以下 ※令和2年度以前は158万円	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 32*万円以下 ※令和2年度以前は22万円

※「扶養親族等控除額」「社会保険料控除額等」は、年末調整・確定申告で申告された金額です。源泉徴収票・確定申告控等でご確認ください。

国民健康保険・後期高齢者医療制度

問合せ先: 市民保健課国保年金係 (本館窓口①) ☎3922



令和8年度の国民健康保険税について

国民健康保険事業は、全国的に段階的な制度改革が行われています。平成30年度に財政運営が都道府県単位に広域化され、国民健康保険税(以下、「国税税」)は県が示す標準保険料率をもとに市が税率を定めています。令和8年度については、国保制度における受益と支出のバランスを踏まえた段階的な税率改定により、持続的に下田市国保事業を運営していくため、下記の通り改正します。被保険者の皆様にはご理解、ご協力をお願いします。なお、令和8年度の国民健康保険税の納税通知書は7月初旬に郵送します。

区分	課税対象	医療分 (75歳未満)		後期高齢者支援金分 (75歳未満)		介護分 (40歳以上65歳未満)		子ども・子育て支援金分 (18歳以上)
		7年度	8年度	7年度	8年度	7年度	8年度	8年度
所得割	前年中の総所得から基礎控除43万円を差し引いた額	5.80%	6.86%	2.45%	2.64%	2.00%	2.18%	0.27%
均等割	被保険者1人につき	23,500円	29,300円	9,700円	11,100円	14,400円	15,800円	1,739円 18歳以上均等割146円 ^{注1}
平等割	1世帯につき	15,400円	19,000円	6,400円	7,200円	—	—	—
課税限度額 (上記3つの合計額の上限)		65万円	67万円	26万円	26万円	17万円	17万円	3万円

※世帯主及び国保加入者全員の所得の合計が一定規準以下の世帯については、国税税の均等割額と平等割額を減額する軽減措置があります。(申請は不要です)
(注1): 子ども子育て支援金の賦課方式は、「18歳未満被保険者」と「18歳以上被保険者」で異なり、「18歳未満被保険者」は均等割が賦課されませんが、「18歳以上被保険者」は均等割に加え「18歳以上均等割」が賦課されます。

8月1日から国民健康保険資格確認書と後期高齢者医療資格確認書が切り替わります

マイナ保険証をお使いの方

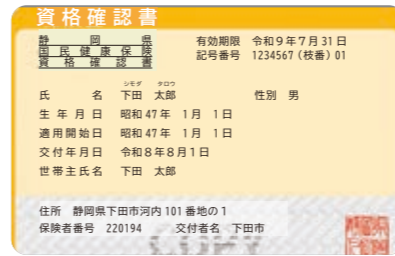
そのままマイナ保険証をお使いください。

「資格情報のお知らせ」を7月中旬に郵送します。

有効期限が過ぎた古い資格確認書は細かく裁断し、破棄してください。

マイナ保険証の利用登録をしていない方

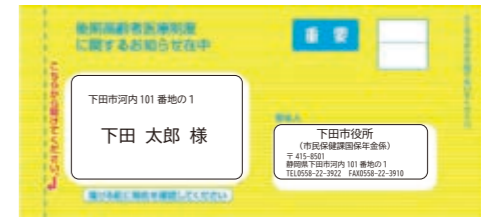
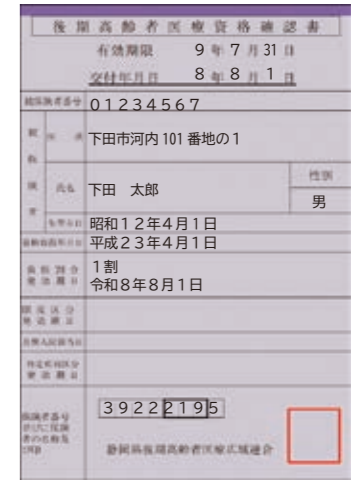
「資格確認書」をお使いください。



夕刊色 の資格確認書を7月中旬に郵送します。

資格確認書等が届いたら次のことを確認してください。

- ・他の資格確認書等と重複している方はいませんか
 - ・加入者に漏れはありませんか
 - ・転居・転出など住所を異動した方はいませんか
 - ・学生用の資格確認書等が交付されている世帯の方で、卒業もしくは現在在学中でない方はいませんか
- 上記のいずれかに該当する場合は届出が必要となります。市民保健課国保年金係(本館窓口①)で手続きをお願いします。



新しい証は **藤色** です。7月中~下旬に黄色の封筒で郵送します。

資格確認書・資格情報のお知らせ交付について

▼交付物が変更されます。
被保険者には、令和8年7月31日まで、マイナ保険証の利用登録有無に関わらず、資格確認書が交付されましたが、令和8年8月1日より、以下のとおり交付物が変更されます。

- ・85歳以上の被保険者 → 資格確認書を交付
- ・84歳以下かつマイナ保険証の利用登録なしの被保険者 → 資格情報のお知らせを交付
- ・84歳以下かつマイナ保険証の利用登録ありの被保険者 → 資格情報のお知らせを交付